

令和 6 年度
十三湖農地防災事業

芦野頭首工旧管理棟解体他工事

特別仕様書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

第1章 総 則

十三湖農地防災事業芦野頭首工旧管理棟解体他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1 目 的

本工事は、国営十三湖土地改良事業計画に基づき、芦野頭首工旧管理棟の解体及び敷地内の周辺整備を行うものである。

2 工事場所

青森県つがる市稲垣町繁田袋井地内

3 工事概要

本工事は、芦野頭首工旧管理棟の解体及び周辺整備工事で、その概要は次のとおりである。

(1) 対象構造物

芦野頭首工旧管理棟 鉄筋コンクリート造3階建て
延べ床面積 139.5 m²

(2) 工事概要

ア 旧管理棟解体工事	1 式
イ 周辺整備工事	1 式

4 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりとする。

第3章 施工条件

1 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。

また、資材等の手配等を行うことはできるが、資材の搬入、仮設物の配置等、工事の着手を行ってはならない。

なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

工 期：令和6年7月19日から令和7年1月15日

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和6年7月18日）

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

2 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等80日を見込んでいる。

なお、休日等は、土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇である。

3 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する。

なお、氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1 土質

本工事の施工場所の土質は、砂質土、シルトを想定している。

2 第三者に対する措置

(1) 振動・騒音対策

振動・騒音等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

ア 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。

イ 交通誘導警備員の配置は、延べ40人計画している。

(3) 交通対策

公道の利用に当たっては、地元住民及び一般車両の通行を優先させるとともに一般交通に支障をきたさぬようにするものとする。冬期間の通行については、十分注意し、事故防止に努めなければならない。

また、工事車両が現場から公道へ乗り入れる場合は、タイヤなどの泥を極力除去してから通行するものとし、路面の汚れが生じた場合は速やかに清掃し、道路の汚損防止に努めるものとする。

なお、施工場所への資材並びに重機等搬入出に当たっての現場搬入路は、別紙－2「工事用地図」に示すとおりである。

(4) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3 関係機関との調整

工事の実施に当たっては、共通仕様書第1編1－1－42に基づき関係諸法令、諸法規を遵守して行うものとする。

第5章 指定仮設

1 建設発生土受入地

(1) 建設発生土受入地は次に示す箇所とし、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
中里山受入地	青森県北津軽郡中泊町尾別浅井地内	34 m ³	

(2) 指定している受入先で、建設発生土の受入れが難しい場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別紙－2「工事用地図」に示すとおりである。

2 工事用地等の使用及び返還

(1) 用地の使用に当たっては、別紙－3「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。

(2) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、用地境界を確認するとともに現況用地境界を測定し現況写真を添付して監督職員に提出するとともに、監督職員立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認及び地権者への確認を行わなければならない。

第7章 貸与する資料等

1 貸与する資料

本工事の施工において、関連する次の資料は貸与する。

- (1) 資 料 名
平成 29 年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工管理棟周辺整備実施設計及び予備ゲート保管庫構想設計業務 報告書
- (2) 貸与期間
工事契約から工事完成まで
- (3) 貸与及び返納場所
東北農政局 津軽土地改良建設事務所 十三湖農地防災事業建設所
- (4) 貸与条件
貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。

第8章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第9章 工事用材料

1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成 30 年 5 月 30 日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

- (1) 石材及び骨材
再生クラッシュラン RC-40
- (2) コンクリート
コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	セメントの 種類	使用目的
無筋コンクリート	18	15	25 (20)	BB	捨てコン、調整コン、基礎コン

粗骨材最大寸法 25mm は、地域的に骨材の入手が困難な場合 20mm の使用を可能とする。

2 見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

材料名	提出物
コンクリート	配合報告書、試験成績書
アスファルト混合物	配合報告書、試験成績書
コンクリート二次製品	設計仕様書、試験成績書
砕石	試験成績書
購入土	試験成績書
硬質ポリ塩化ビニル管	カタログ、試験成績書
フェンス、扉	カタログ、試験成績書
チェーンゲート	カタログ、試験成績書
改良ます用マンホール蓋	カタログ、試験成績書

第10章 施工

1 一般事項

(1) 基準点及び水準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2 再生資源等の利用

(1) 再生資材の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン 13F	
再生クラッシュラン	RC-40	基礎材、舗装材

なお、舗装材に使用する場合には、「舗装再生便覧」(公益社団法人日本道路協会発行)等を遵守する。

(2) 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3 特定建設資材等の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

(1) 建築物に係る解体工事

工 程	作業内容	分別解体等の方法
①建設設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
⑤その他	その他の取り壊し □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 建築物以外のものに係る解体工事

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

4 土工事

(1) 掘削

掘削土は、現場内で流用するものとし、残土が発生した場合は全て建設発生土受入地に搬出しなければならない。

(2) 埋戻し

埋戻し材料は、掘削土を流用し優先的に使用することとするが、掘削土が埋戻材に適さないと考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。

5 舗装工

(1) 路盤工

路床締固度の試験は行わないものとする。

(2) 舗装工

ア アスファルト舗装工

アスファルト混合物の抽出試験は行わないものとする。

イ コンクリート舗装工

早強セメント、溶接金網は使用しないものとする。

また、コンクリート版の厚さの試験は行わないものとする。

6 用地境界杭設置

(1) 用地境界杭の規格及び設置

ア 境界杭はコンクリート製標杭、又はその他の耐久性を有する材料で、規格は 13 cm×13 cm×70cm 以上のもので、頭部を赤色に着色し、頂面に中心を表すための十字印を刻み、側面に「農林水産省」の刻印をするものとする。ただし、土地の地形、周辺の土地の地形等を考慮して 9 cm×9 cm×70cm 以上のものを使用する場合、又は設置場所がコンクリート等のため設置困難な場合は、監督職員と協議するものとする。

イ 用地境界杭設置に当たっては、原則として測量した成果に基づき、測量機器等により正確に測量して設置するものとする。

ウ 用地境界杭は、「農林水産省」の刻印面を取得側から読み取れるように杭の向きを定め、標識頂面の十字印を境界線又は、境界折点に一致させて設置するものとする。

エ 道路等の角地等において、通行等の支障にならないよう埋め込み、設置するものとする。

オ 境界杭の移動等を防止するために、境界杭の底部には 1 本当たり 0.02m³ 程度のコ

ンクリートの根固めにより境界杭の固定を図るものとする。ただし、根固め用コンクリートブロック（32 cm×32 cm×25cm）又は異形棒鋼により境界杭の固定を図る場合は、監督職員と協議するものとする。

第 11 章 施工管理

1 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告の要件による。

2 施工管理

(1) 施工管理基準

施工管理は、最新の農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとする。

なお、定められていない事項については、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3 情報共有システム

(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。

(2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

4 工事写真における黑板情報の電子化について

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黑板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。

なお、アに示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納

品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL(<https://www.jcomsia.org/kokuban/>) のチェックシステム(信憑性チェックツール) 又はチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

5 工事現場等における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別紙－４の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。
- (4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第 12 章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 湧水等の出現及び水替工が必要となった場合
- (2) 地質状況及び現場状況等により施工内容（施工数量等）に変更が生じた場合
- (3) 公共事業関係調査等の対象となった場合
- (4) 監督職員が設計変更に必要な測量、構造計算、図面作成を指示した場合
- (5) 第三者との協議により変更が生じた場合
- (6) 除雪が必要となった場合
- (7) 現場搬入路に敷鉄板の追加が必要となった場合
- (8) 交通誘導警備員の配置の変更が必要となった場合
- (9) 管理棟内に書棚等を整備する場合
- (10) 管理棟内の設備等の更新や検査等が必要となった場合
- (11) 管理棟敷地内の電柱等の移設や撤去等が必要となった場合
- (12) 遠隔確認を追加する場合
- (13) 現場発生材処分が必要となった場合
- (14) 熱中症対策を実施する場合
- (15) その他両者協議のうえ、必要と認めた場合

第 13 章 公共事業関係調査に対する協力

本工事が歩掛調査等の対象工事となった際は、協力するものとする。

第 14 章 その他

1 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

ア VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

イ ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

(ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(イ) 工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

(ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

ア 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書 様式 6-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

(ア) 設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

(イ) VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

(ウ) VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

(エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係

(オ) 工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項

(カ) その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項

イ 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

ウ 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

エ VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

ア 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書 様式 6-5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

イ また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

ウ VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。

エ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

オ 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

カ オの変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。

キ VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

ク 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の力の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2 電子納品

(1) 工事完成図書を、共通仕様書第 1 編 1－1－37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R 又はBD-R） 正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

3 ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

4 CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

5 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等

(1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上

受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。

- ア 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
- イ 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
- ウ 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
- エ その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

6 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

7 1 日未満で完了する作業の積算

(1) 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）を示すものとし、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

8 熱中症対策に係る費用の計上

- (1) 次の熱中症対策を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議のうえ、設計変更により対応することとする。
 - ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
 - イ ドライミスト
 - ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

9 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 web サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

- (1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。
- (3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。
- (4) 建設コンサルタントの出席

（1）、（2）及び（3）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費の含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。
- (5) 打合せ記録

工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

第15章 定めなき事項

この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じ

て監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 旧管理棟解体工事				
(1)仮設工事				
桝組本足場	W=600 H<12.0m	m ²	383.000	
安全手すり	桝組本足場用	m	36.600	
災害防止	防音シート張り	m ²	383.000	
内部仕上足場	脚立	m ²	110.000	
仮設材運搬	桝組本足場 600桝	掛m ²	383.000	
仮設材運搬	安全手すり	m	36.600	
仮設材運搬	内部仕上足場	m ²	110.000	
仮設材運搬	防音シート	m ²	383.000	
(2)土工事				
埋戻し	購入土	m ²	20.400	
(3)解体工事				
コンクリートとりこわし	RC造 地上部 圧砕機 標準	m ³	78.800	
コンクリートとりこわし	RC造 土間コン 圧砕機 標準	m ³	9.200	
コンクリートとりこわし	RC造 基礎部 圧砕機・ブ レーカー併用	m ³	22.100	
鉄筋切断	集積共	m ³	110.000	
コンクリート分別	小割作業 鉄筋分別	m ³	110.000	
外部鉄骨階段 鉄骨軸組とりこわし	小規模(集積共)人力	ton	0.010	
コンクリートブロックとりこわし	厚100	m ²	25.500	
外装材とりこわし	屋根 長尺カークトン立平葺き 集積共	m ²	67.800	
外装材とりこわし	屋根下地野地板 集積共	m ²	67.800	
外装材とりこわし	屋根小屋組+垂木 集積共	m ²	61.600	
外装材とりこわし	鉄骨階段手すり スチール製 集積共	m	10.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
外装材とりこわし	鋼製手すり 集積共	m	14.100	
内装材とりこわし	転ばし床組 集積共	m ²	57.200	
内装材とりこわし	棚板床組 集積共	m ²	2.200	
内装材とりこわし	床フローリングブロック 集積共	m ²	16.700	
内装材とりこわし	床長尺シート 集積共	m ²	24.900	
内装材とりこわし	床ジュタン敷き 集積共	m ²	39.800	
内装材とりこわし	床合板 集積共	m ²	42.700	
内装材とりこわし	段鼻ノスリップ 集積共	m	27.500	
内装材とりこわし	木製上り框 集積共	m	2.100	
内装材とりこわし	木製巾木H=100～140 集積共	m	7.500	
内装材とりこわし	ボート寄席, 畳寄せ, 雑巾摺り 集積共	m	70.600	
内装材とりこわし	壁ビニルクロス 集積共	m ²	4.000	
内装材とりこわし	間仕切壁下地(ボート別途) 集積共	m ²	10.400	
内装材とりこわし	間仕切壁仕上(ボート片面) 集積共	m ²	64.200	
内装材とりこわし	天井ビニルクロス 集積共	m ²	1.000	
内装材とりこわし	天井下地(ボート別途) 集積共	m ²	98.100	
内装材とりこわし	天井仕上(ボート) 一重張 集積共	m ²	98.100	
内装材とりこわし	開口部(木製建具) 集積共	m ²	31.000	
内装材とりこわし	開口部(アルミ製建具) 集積共	m ²	42.200	
内装材とりこわし	開口部(鋼製建具) 集積共	m ²	1.400	
内装材とりこわし	ガラス 集積共	m ²	39.700	
内装材とりこわし	開口部(ビニルクロス) 集積共	m ²	34.800	
内装材とりこわし	木製額縁 集積共	m	127.000	
内装材とりこわし	木製開口枠 集積共	m	89.300	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
内装材とりこわし	流し台 L=1200 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	吊戸棚 L=1200 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	コンロ台 L=600 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	レンジフード L=600 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	ユニットバス(1116) 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	カーテン 集積共	m ²	23.500	
内装材とりこわし	ステンレスパイプ 42.7φ 集積共	m	9.800	
内装材とりこわし	階段手摺 集積共	m	12.500	
内装材とりこわし	カーテンレール 集積共	m	15.800	
内装材とりこわし	畳敷き 1帖物 集積共	枚	22.000	
内装材とりこわし	洋風大便器 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	ロータック 集積共	箇所	1.000	
内装材とりこわし	壁掛け手洗い器 集積共	箇所	2.000	
とりこわし発生材積込運搬	無筋コンクリート類	m ³	128.000	
内装材積込み	機械	m ³	13.000	
とりこわし発生材積込運搬	木くず等類	ton	7.300	
処分費	無筋コンクリート廃材	m ³	128.000	
処分費	鉄筋コンクリート廃材	m ³	0.100	
処分費	木くず（再資源化するもの）	ton	5.000	
処分費	ガラス	ton	0.400	
処分費	廃プラスチック	ton	0.300	
処分費	タイル・陶器くず	ton	0.100	
処分費	繊維くず類	ton	1.100	
処分費	ボード類	ton	0.400	

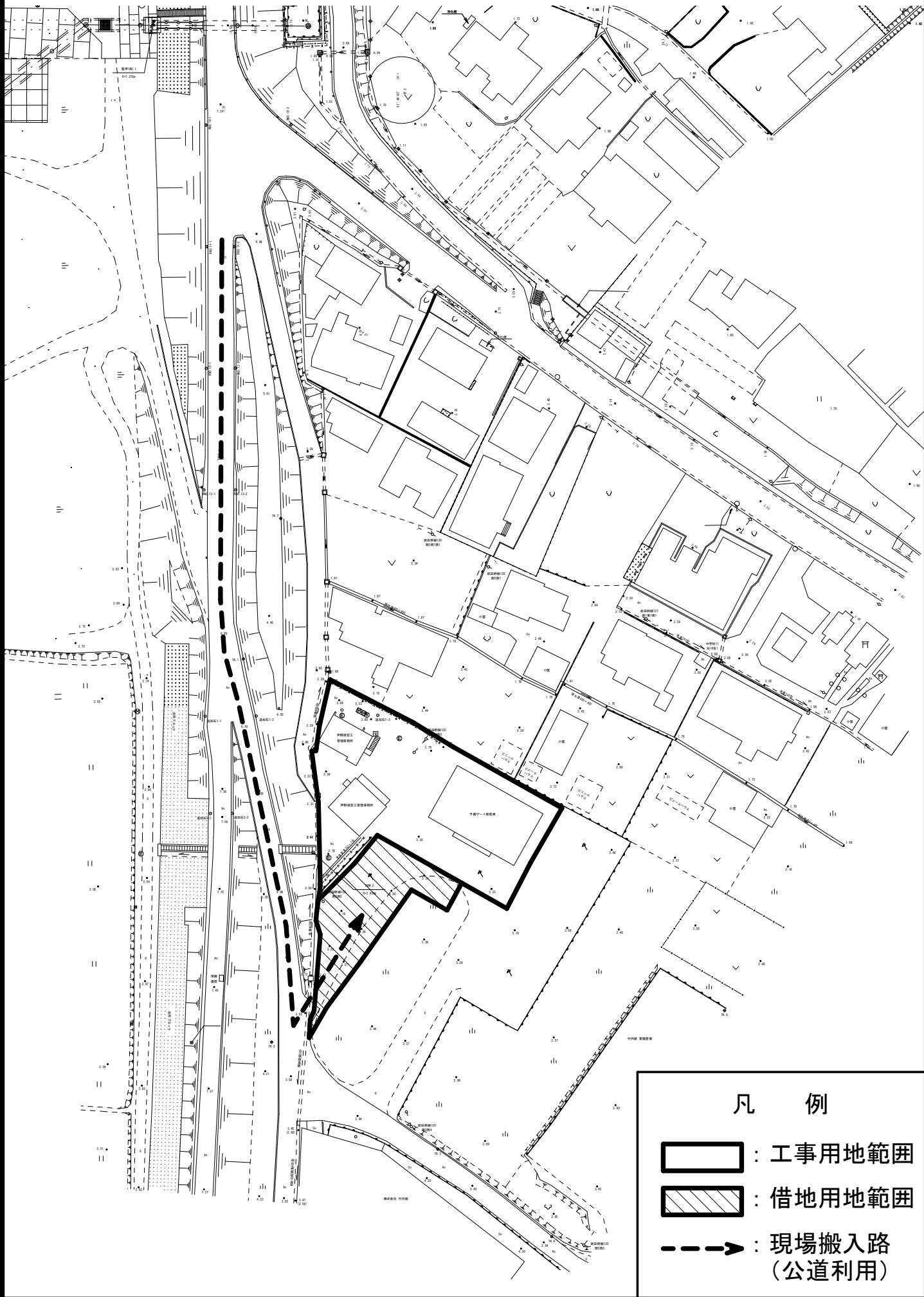
工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
浄化槽汲取り洗浄費	浄化槽 1.0×1.7×1.6	箇所	1.000	
浄化槽撤去費	浄化槽 1.0×1.7×1.6	箇所	1.000	
浄化槽積込運搬	浄化槽 1.0×1.7×1.6	箇所	1.000	
浄化槽処分費	浄化槽 1.0×1.7×1.6	箇所	1.000	
2. 周辺整備工事				
(1)解体工事				
舗装アスファルト撤去		m ²	181.000	
舗装コンクリート撤去		m ²	5.700	
門扉撤去		箇所	2.000	
U型側溝撤去		m	52.400	
L型擁壁撤去		m	12.300	
フェンス撤去		m	51.700	
とりこわし発生材積込運搬	無筋コンクリート類	m ³	6.300	
とりこわし発生材処分費	無筋コンクリート類	m ³	6.300	
とりこわし発生材積込運搬	アスファルト類	m ³	9.100	
とりこわし発生材処分費	アスファルト類	m ³	9.100	
(2)復旧工事				
アスファルト舗装	t80 路盤材t100	m ²	843.000	
歩道部コンクリート舗装	t70 路盤材t100	m ²	50.100	
地先境界ブロック	150×150×600	m	20.400	
歩車道境界ブロック	180/210×300×600	m	88.800	
U型側溝	W=300	m	119.000	
既製コンクリート枠	コンクリート蓋 450×450 H=600	箇所	6.000	
排水管	VP100 φ	m	2.100	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
L型擁壁	コンクリート二次製品 W850×H1000	m	18.000	
アルミ格子フェンス	H=1200	m	152.000	
アルミ格子フェンス扉	W1000×H1200	箇所	1.000	
フェンスPC基礎	300×300 H=500	箇所	92.000	
チェーンゲート	ステンレス製	箇所	1.000	
建設発生土運搬処分		m ³	34.000	
(3)用地境界杭設置				
用地境界杭設置	13×13×90 コンクリート製（農林水産省規格）	本	3.000	
3. その他				
(1)工事施設費				
仮囲い	成型鋼板 H=3.0m	m	53.500	
仮囲い	ガードフェンス H=1.8m	m	25.200	
仮囲い運搬費	ガードフェンス	m	25.200	
シートゲート	W3.6m×H4.5m	箇所	1.000	
敷鉄板		m ²	41.800	
敷鉄板運搬費		m ²	41.800	
(2)機械器具費				
重機回送費		式	1.000	
(3)環境安全費				
交通誘導員		人	40.000	
(4)情報システム費				
情報共有システム		式	1.000	

工事用地図



国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - (2) 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - (3) 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の受注者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。
 - (1) 仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
 - (2) 仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の受注者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
 - (3) 仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
 - (4) 仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
 - (5) 仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ア 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整のうえ、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - イ 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。

また、農地の場合にあつては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ウ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。
 - (6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。
 - ア 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
 - イ 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
 - ウ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、受注者はこれに協力しなければならない。

- (7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1－1 目 的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1－2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1－3 適 用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事務時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3－1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

（1）適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

（2）機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。

(2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。

(4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。

(5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	5 年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	10 年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和6年度 十三湖農地防災事業
芦野頭首工旧管理棟解体他工事
図 面 目 録

図番	図 面 名 称	枚数	備 考
1	解体工事特記仕様書（その１）	1	
2	解体工事特記仕様書（その２）	1	
3	現況配置図	1	
4	撤去範囲図	1	
5	撤去仕上げ表	1	
6	撤去平面図・立面図	1	
7	撤去断面詳細図	1	
8	撤去展開図（その１）	1	
9	撤去展開図（その２）	1	
10	撤去建具表・建具伏図	1	
11	雑詳細図	1	
12	撤去壁・梁伏図	1	
13	仮設計画図	1	
14	施工計画図	1	
15	外構配置図	1	
16	外構詳細図（１）	1	
17	外構詳細図（２）	1	
合 計		17	